

始良市農業委員会総会議事録（令和3年8月）

1. 開催日時 令和3年8月30日（月） 午後1時30分～午後2時50分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西 泰行
3番	本村 正一	13番	川島 兼次
4番	福森 徳昭	14番	内甕 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市蘭 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 慎二
10番	野元 幸雄		

欠席委員 4番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（2人）

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都 和義	8番	松元 健一
3番	扇蘭 弘行	9番	池端 隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員 1番推進委員、2番推進委員、3番推進委員、
5番推進委員、6番推進委員、7番推進委員、
8番推進委員、10番推進委員、11番推進委員
12番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

7. 議案第 5 号 農地あっせん申出（貸付 希望）について
8. 農地あっせんの経過報告
9. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
10. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主査
農地係主事
振興係長
振興係主任主査

始良市農業委員会総会議事録（令和3年8月）

（大会議室に農業委員着席）

事務局長 姿勢を正してください。

一同礼。

〔1. 総会の通告〕

議 長

ただいまから、令和3年度 第5回 始良市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席農業委員は19名中、18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は、4番農業委員が欠席であります。

会務報告

議 長

それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。

事務局

資料により説明。

議事録署名委員の指名

議 長

議事日程に入ります。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員

『異議なし』

議 長

それでは、18番農業委員、1番農業委員にお願いいたします。

会議書記の指名

議 長

つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。

これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

	<p>ます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 5 番までについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 8 月 30 日、契約の始期は 9 月 1 日をそれぞれ予定しております。</p> <p>契約年数につきましては、2 年間で 1 件、3 年間で 1 件、5 年間で 2 件、10 年間で 1 件で、合計 5 件となっております。面積につきましては、合計 7, 631㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番から 5 番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑、意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 5 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 番から 5 番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>

議案第2号	
議 長	<p>次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から3番までについて、説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、3ページでございます。今月の申請件数は、3件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから3ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 同じく蒲生町米丸在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字御納戸〇〇番〇 田、字御納戸〇〇番〇 田、2筆の合計面積が2,967㎡となります。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。6番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年8月12日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。今回は、贈与による所有権移転であります。機械等は、トラクター1台、田植機1台、防除機1台、コンバイン1台、軽トラック1台あり、問題ありません。労働力は、妻と近くに姉夫婦もおり、問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われれます。</p> <p>以上、1番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町日木山在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山字楠原〇〇番〇 畑、1筆の面積が641㎡となります。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。12番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年8月12日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。この農地は、10年前から耕作放棄地で、この地域の農地・水の組織で管理されておりました。申請地には、景観作物であるひまわりが植えられて、よく管理されておりました。今回は、贈与による所有権移転であります。機械等は、トラクター3台、防除機1台、管理機2台、軽トラック2台、軽バン2台あり、問題ありません。労働力は、両親もおり、問題ありません。譲受人は、この地域の人・農地プランの担い手に位置づけられております。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、2番の報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきましてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 蒲生町久末在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字石峯〇〇番〇 畑、1筆の面積が45㎡となります。</p> <p>以上で、3番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。18番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年8月17日、譲受人と事務局の方と私の3人により申請地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。当日は、雨が降っていたため、公民館で聞き取りを行いました。譲受人は、東餅田の株式会社〇〇の経営者でもあります。申請地は、久末公民館から西に約50mのところにあるお茶畑で、昨年まで前の方が耕作されておりました。譲受人は、お茶を自己消費するため、機械等は必要がないようです。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、3番の報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[質疑・意見なし]</p>

議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第5 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は4ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、埼玉県飯能市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字榊木ノ下〇〇番 畑、1筆の面積が6 1 1 m²です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、共同住宅 1棟 2 9 5 . 3 8 m²で、理由といたしましては、共同住宅を建築し、家賃収入を得て、生活の安定を図りたいとのごことでございます。資金につきましては、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇 (宅地) 4 9 4 . 8 0 m²と一体利用で、全事業面積が、1, 1 0 5 . 8 0 m²となっております。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、山形屋サテライトショップ始良店から、北西に約1 0 0 mの位置にございます。被害防除現況として、東が畑と宅地、西が宅地、南も宅地、北が一体利用地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であり</p>

議 長	<p>ます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>これより、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第4号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第6 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から9番までについて説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、5ページから6ページでございます。今月の申請件数につきましては、9件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町新生町在住の〇〇。譲渡人 埼玉県越谷市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町新生町〇〇番〇 畑、1筆の面積が197㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由につきましては、整備をして駐車場として使用したいとのことでございます。こちらは、自己資金と融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番（雑種地）300㎡と一体利用で、全事業面積が497㎡</p>

議 長	<p>となっております。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。4番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、小鳥神社から、南に約20mの位置にあります。被害防除現況として、東が雑種地、西が市道、南も市道、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明と融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、平松在住の〇〇。譲渡人は、鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、平松字京田原〇〇番〇 畑、1筆の面積が210㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、自宅の隣接地で便利なためとのこととございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇(宅地)37.71㎡と一体利用で、全事業面積が247.71㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。13番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、尾田内科胃腸科から、南東に約90mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性といたしましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 三拾町の〇〇組合 代表理事組合長 〇〇。貸人 三拾町在住の〇〇です。土地の所在が、三拾町字水流寺〇〇番〇 田、1筆の面積が411㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由としましては、現在の駐車場では必要数を確保できないため、申請地を駐車場として利用したいとのございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>はい。15番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、始良西部森林組合の隣接地です。被害防除の現況は、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇他1名。譲渡人 中津野在住の〇〇です。土地の所在が、中津野字小岩崎〇〇番〇 田、1筆の面積が397㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 72.04㎡で、理由としましては、現在借家住まいのため、一般住宅を建築したいとのございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、15番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。15番農業委員です。調査報告いたします。

議 長	<p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、ナフコから、南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が河川、西が市道、南が田と宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 神奈川県相模原市在住の〇〇です。土地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田、字西塩入〇〇番〇 田、2筆の合計面積が862㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由としましては、生活環境が整った地域であるため、宅地造成をしたいということでございます。資金については、自己資金で、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書の添付もされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。16番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加音ホールから、東に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市有地、南が田、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町反土の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 愛知県名古屋市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町反土字瀬戸口〇〇番〇 田、1筆の面積が71㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由としましては、</p>

<p>議 長</p>	<p>進入路が狭いため、申請地を駐車場として利用し、業務の効率化を図りたいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、水利組合からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、16番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。16番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、加治木中学校から、北東に約280mの位置です。被害防除現況としましては、東が雑種地、西が市道、南が雑種地、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字伊藤山〇〇番〇 畑の一部、557㎡のうち474㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 101.85㎡で、理由としましては、実家暮らしで子供も成長して手狭になったため、一般住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、錦江団地公民館から、西に約90mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西も宅地、南が宅地と市道、北が宅地と雑種地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 佐賀県西松浦郡有田町在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字土橋〇〇番〇 畑、1筆の面積が237㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 86.12㎡で、理由としましては、現在借家で手狭なため、自己の住宅を建築したいとのございます。資金のほうは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、帖佐中学校から、南に約10mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地、西が私道、南が宅地、北が私道です。申請実現の確実性といったしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の合同会社〇〇 代表社員 〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字上俵原〇〇番〇 田、字上俵原〇〇番〇 田、2筆の合計面積が860㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、共同住宅 1棟 263.14㎡で、理由のほうにつきましては、共同住宅を建築し、収益向上を図るためとのございます。資金につきましては、融資で対応し、改良区のほうは、除外済みのため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（雑種地）65㎡と一体利用で、全事業面積が925㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。13番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、俵原公民館から、南に約170mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西も宅地、南が市道、北が一体利用地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦勞様でした。</p> <p>これより、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第7 議案第5号、農地あっせん申出（貸付 希望）についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号、農地あっせん申出（貸付 希望）について、ご説明いたします。総会資料は、7ページです。今月の申請につきましては、貸付1件となっております。参考資料につきましては、41ページになりますので、審議の参考としてください。</p>

		<p>それでは、1番を説明いたします。</p> <p>内容につきましては、貸付です。申請者は、霧島市溝辺町在住の〇〇、土地の所在が、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑、1筆の面積が2,710㎡です。希望小作料、希望貸付期間は、農業委員会に一任ということです。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長		<p>事務局の説明が終わりました。議案第5号、農地あっせん申出（貸付希望）の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	委 員	[挙 手]
議 長		12番農業委員。
	委 員	<p>はい。12番農業委員です。</p> <p>この案件につきましては、今月の総会資料を頂いてから早速動きまして、何人かに相談いたしました。昨日、借主が見つかり、本日利用権設定をして事務局に提出しております。</p>
議 長		12番農業委員、ありがとうございます。1番につきましては、原案のとおり受理し、あっせん委員を12番農業委員といたします。
	委 員	[挙 手]
議 長		12番農業委員。
	委 員	<p>はい。12番農業委員です。</p> <p>事務局にお願いです。楠原地区で貸付が申請されましたら、貸主にお茶を植えていいか、聞き取りをしていてください。お茶は絶対だめといわれる貸主がいらっしゃいますので、よろしくをお願いします。正式にあっせん申出をしていませんが、お茶農家から、貸付希望があったら教えてくださいと私自身も頼まれております。</p>
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	これから、楠原地区での貸付の申請がありましたら、お茶の件について聞き取りをいたします。
議 長		12番農業委員。よろしいですか。
	委 員	はい。よろしくをお願いします。

		<p>————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長		次に日程第8、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>2ページの11番の売渡ですが、買受者が見つかри、来月の総会で3条申請が提出されます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長		委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
		<p>————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————</p>
議 長		次に日程第9、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。8月は3件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約8月分を、後ほどご確認ください。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		<p>————— その他 —————</p>
議 長		それでは日程第10、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	[挙 手]

議 長	17番農業委員。
委 員	<p>はい。17番農業委員です。</p> <p>農業委員会活動普及・啓発グループからのお願いとお知らせです。令和3年度の農業委員会だよりが配布されているかと思いますが、こちらは、9月1日付けで各戸配布いたします。今回は、農業委員会によくある質問Q&Aを掲載しております。わからない場合は、近くの農業委員や農地利用最適化推進委員に相談してくださいとなっておりますので、対応方よろしく申し上げます。</p> <p>もう一つは、8月27日付けの全国農業新聞の鹿児島県版に、6番農業委員について掲載されております。内容につきましては、飼料用米多収日本一コンテストで、九州農政局長賞を2年連続で受賞されたとのことです。皆さんも、是非ご覧ください。</p> <p>私からは、以上です。</p>
議 長	ほかに、委員の方から何かございませんか。
委 員	[挙 手]
議 長	4番推進委員。
委 員	<p>はい。4番推進委員です。</p> <p>農地あっせん報告のところでは言わなければならない件でしたが、農地あっせんについての経過報告の3ページ33番の売渡希望の農地ですが、今まで借りていた方が合意解約をされ、お茶農家さんが借りられると聞いていますが、売渡希望については、このまま残るのですか。</p>
議 長	事務局。いかがですか。
事務局	売渡希望者は、お茶農家に貸付をされていますが、本人の気持ちは売り渡したいと希望があるため、このまま残す方向です。
委 員	[挙 手]
議 長	2番農業委員。
委 員	<p>はい。2番農業委員です。</p> <p>事務局からの回答を聞きましたが、お茶を植えたら5年ぐらいは収入がありませんので、利用権設定がよいのではないかと思います。</p>
議 長	事務局。どうですか。
事務局	売渡希望者に、今一度確認をいたします。お茶農家に農地を貸したら

		5年から10年はかかるようですので、売渡について取り下げをしてもらう話をして、了解をもらったら、来月取り下げを行いたいと判断しました。
議 長	委 員	[挙 手]
		12番農業委員。
議 長	委 員	はい。12番農業委員です。 参考として聞いてください。私の担当地区にもお茶農家さんが多くいますが、4年から10年ぐらい借りて、やがては買って欲があればよいと思っております。
議 長	事務局	事務局。よろしいですか。
議 長	事務局	はい。
議 長		ほかに、委員の方から何かございませんか。
議 長	委 員	[発言なし]
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
議 長	事務局	○ 活動記録簿の記入方法について ○ 農業委員等ありかた委員会アンケートについて ○ 9月の現地調査と定例総会について ○ 人・農地プランの話し合い活動について ○ 新型コロナウイルス感染防止対策について
議 長		ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和3年度 第5回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局長	[閉会] 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____